

< N P O 法人等の非農家等と特徴ある連携を行なっている協定の事例 >

## ○共同作業から集落営農への発展

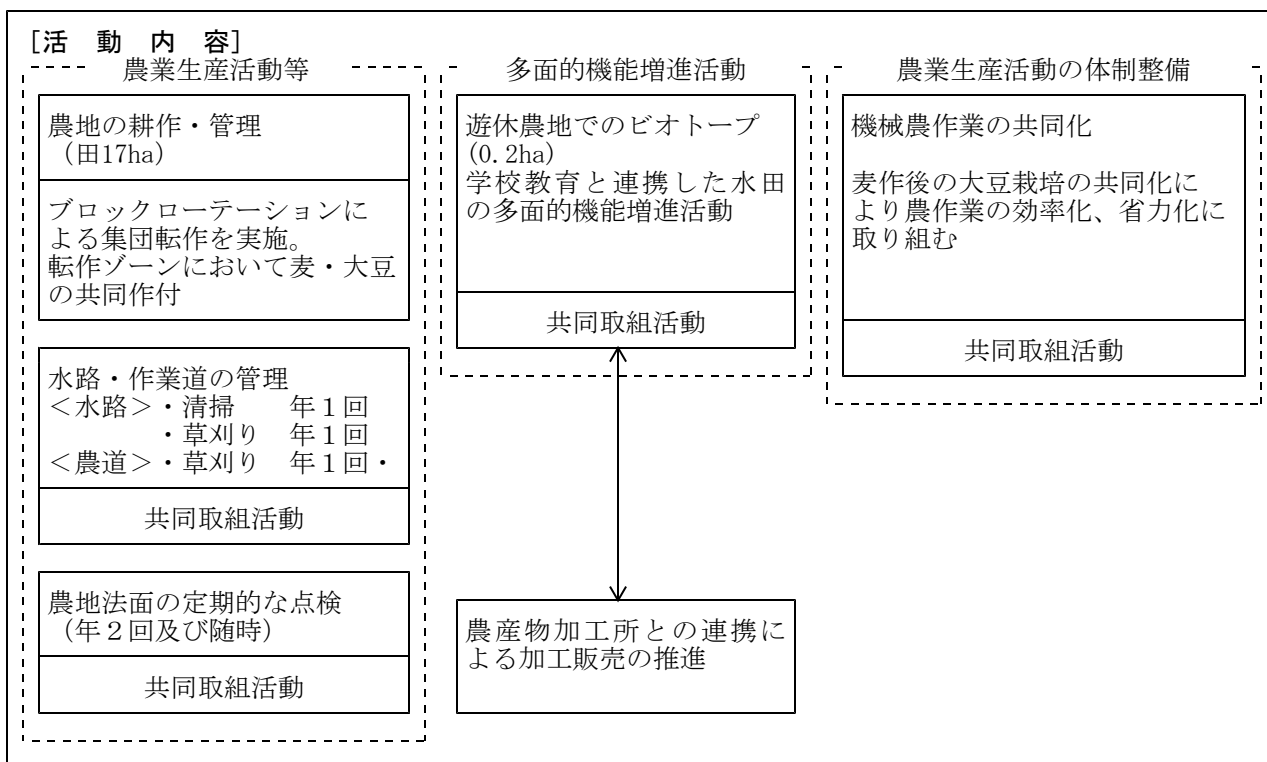
### 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	三重県 <small>だまぢょう</small> 多気町 <small>にゅう</small> 丹生			
協 定 面 積	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
17ha	水稲、大豆等			
交 付 金 額	個人配分			50%
358万円	共同取組活動分 (50%)	役員報酬及び会議費		4%
		共同作業取組経費等		24%
		共同利用機械の購入		22%
協 定 参 加 者	農業者64人			

### 2. 集落マスタープランの概要

本集落においては、現在、集落を基礎とした営農組合が立ち上がり、麦後に大豆の生産に取組んでいる。今後はこの組合での取組をブロックローテーションの麦、水稲栽培へと広げていく意向である。営農組合による集落内農地の全委託作業により、農作業の効率化、大型農業機械への効率的投資が可能となる。

また、将来的にはこの営農組織を発展させた農業生産法人を立ち上げ、農作物の計画的かつ効率的栽培、集落内の農産物加工所における加工販売を目指す。

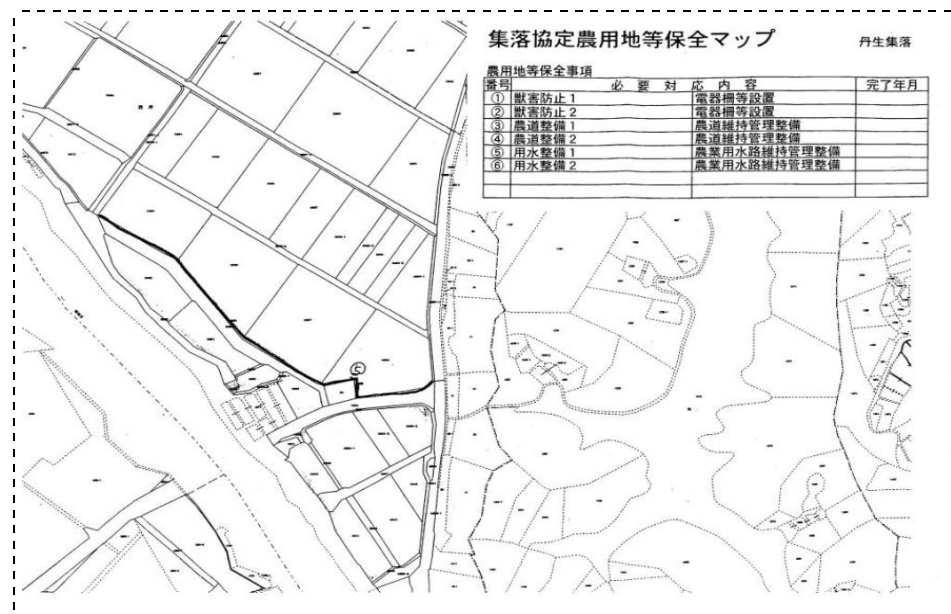


### 3. 取組の経緯及び内容

平成16年度から始った「水田農業構造改革対策」により、地域ビジョン等の検討、地区での話し合いを行う中、大豆栽培への取組意欲が高まってきた。そのため、既存の「丹生農用地利用組合」を発展的に解消し、麦・大豆の作業を受託する組織として、「丹生営農組合」設立し、大豆栽培に要する共同利用機械の購入及び共同作業へと取り組みを拡大し、集落営農へと結びつける。

また、最近増加傾向にある野生動物の食害の防止についても共同で取り組む。

#### ○農用地等保全マップ



#### 【マップの解説】

- ・今後ますます増えるであろう野生動物の食害を防止するため、防除施設の共同設置の記述の重点化



共同利用機械による収穫作業



ビオトープの取組

#### 【平成21年度までの取組目標】

- 集落内の遊休農地において小学生等を対象として取り組んでいるビオトープ等による水田の多面的機能の増進（現状0.2ha、目標0.2ha）及び学校教育との連携の充実
- 地域内の農産物加工所に提供する農産物の計画的生産
- 集落内農地の効率的な利用の強化及び農業生産法人化の検討